



平成26年12月11日(木)
国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

記者発表資料

利根川上流河川事務所 建設業担い手育成・確保貢献工事について
～表彰制度を創設しました～

利根川上流河川事務所は、事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを、工事成績を評価するとともに、建設業担い手育成・確保貢献工事として選定し、これを表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的とした、表彰制度を創設しました。

表彰は平成27年度より実施し、表彰の対象期間は、前年度に完成した工事となります。

なお、表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、企業の技術力における項目に加点評価を受けることができます。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
副所長(技術) 米谷 信行(コマチ シンコウ)
計画課長 岡戸 昌利(オカト マサシ)
TEL:0480-52-3952(代表)

利根川上流河川事務所 建設業担い手育成・確保貢献工事 選定要領

（目的）

第1条 この要領は、利根川上流河川事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを、工事成績を評価するとともに、建設業担い手育成・確保貢献工事として選定し、これを表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的とする。

（選定の方法と基準）

第2条 表彰の対象となる建設業担い手育成・確保貢献工事は、別に定める「選定基準」に基づき建設業担い手育成・確保貢献工事選定委員会（以下、「委員会」という。）で審査し、事務所長が選定するものとする。

（委員会）

第3条 委員会は、事務所長、副所長（事務、事業、調査）、契約事務管理官、建設専門官（工務）、経理課長、工務第一課長、工務第二課長、防災対策課長、管理課長、施設管理課長とし、委員長は、事務所長がこれに当たる。

（表彰者）

第4条 建設業担い手育成・確保貢献工事の表彰は、委員長が行う。

（表彰の対象期間）

第5条 前年度に完成した工事とする。

（表彰の取り消し）

第6条 表彰の対象となった工事において、表彰後に関東地方整備局長から口頭嚴重注意以上の措置（指名停止、文書嚴重注意及び口頭嚴重注意）を受けた場合は、表彰を取り消す。

（その他）

第7条 本要領に関する事務は、計画課が当たるものとする。

2. 表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、企業の技術力における項目に加點評価を受けられるものとする。

（付則）

本要領は、平成26年12月8日から施行する。

○建設業担い手育成・確保貢献工事 選定基準

建設業担い手育成・確保貢献工事の委員会における審査は、本選定基準に基づき行う。

【表彰の選定について】

1. 表彰の対象となる建設業担い手育成・確保貢献工事は、表彰対象年度に完成し、当該工事の成績評定点が75点以上の工事から、特に優秀な工事を選定することができる。
2. 当該工事の項目別評定点の評価項目の点数が、「創意工夫は4.5点以上」かつ「社会性等は4.5点以上」であること。
3. 表彰工事の件数は、表彰対象の年度に完成した本官工事及び分任官工事（請負金額が500万円以下は除く。）の総数に10/100を乗じた数を目安とする。
また、表彰される受注者数は、5～10者程度とする。
4. 当該工事において、口頭厳重注意以上の措置（指名停止、文書厳重注意及び口頭厳重注意）を受けた場合は選定しない。
5. 対象となる受注者が、前年度の表彰日から当年の表彰日の間に建設業法による営業停止を受けた場合、又は関東地方整備局長から以下の措置を受けた場合は選定しない。
 - 1) 虚偽記載、粗雑工事、契約違反、贈賄、独占禁止法違反、談合又は不正・不誠実な行為により、口頭厳重注意以上の措置（指名停止、文書厳重注意及び口頭厳重注意）を受けたもの。
 - 2) 工事事故により指名停止の措置を受けたもの。
6. 対象となる受注者が、前年度の表彰日から当年の表彰日の間に関東地方整備局発注の他の工事において60点未満の評定点を取っている場合は選定しない。
7. その他、委員会の審査により表彰にふさわしくないと認められる場合は選定しない。